**離職に伴う**

**各種手続き・支援制度**

**（離職時に必要な各種手続き・支援制度のご案内）**

宇部市

令和６年２月

**目　次**

**１．離職時に必要な各種手続き**

（１）会社から受け取るもの　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

　（２）保険・年金・税金の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

**２．各種支援など相談窓口**

**（１）保険**

　　　ａ．　国民健康保険料軽減制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３

　　　ｂ．　国民健康保険一部負担金の減免など　・・・・・・・・・・・・・　　３

　　　ｃ．　国民年金保険料免除制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３

　　　ｄ．　後期高齢者医療保険料の減免　・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

　　　ｅ．　後期高齢者医療一部負担金の減額、免除又は徴収猶予　・・・・・　　４

　　　ｆ．　介護保険料、介護サービス利用料の減免など　・・・・・・・・・　　５

**（２）住宅**

　　　ａ．　市営住宅への入居　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

　　　ｂ．　住居確保給付金の支給　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　７

**（３）貸付**

ａ．　離職者緊急対策貸付制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

　　　ｂ．　生活福祉資金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８～９

　　　ｃ．　法外援護資金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

ｄ．　母子父子寡婦福祉資金貸付金　・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

**（４）子育て**

ａ．　保育所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　　　ｂ．　一時預かり事業　・・・・・　・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　　　ｃ．　子育て短期支援事業（ショートステイなど）　・・・・・・・・・　１２

　　　ｄ．　地域学童保育事業（学童保育クラブ）　・・・・・・・・・・・・　１３

　　　ｅ．　就学援助制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

**（５）再就職**

ａ．　多様な働き方確保支援センターＪＯＢＳＴＡ　・・・・・・・・　１５

ｂ．　ハローワーク（公共職業安定所）　・・・・・・・・・・・・・　１５

　　　ｃ．　公共職業訓練　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

ｄ．　山口しごとセンター　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

　　　ｅ．　うべ若者サポートステーション　・・・・・・・・・・・・・・　１６

　　　ｆ．　福祉や看護の職場への就職　・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

　　　ｇ．　農林水産業への就職　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

ｈ．　起業・創業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

**（６）その他**

　　　ａ．　こころの健康　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

　　　ｂ．　多重債務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

　　　ｃ．　生活相談サポートセンターうべ　・・・・・・・・・・・・・・　１９

　　　ｄ．　派遣労働者の解雇や雇止め、採用内定の取消など　・・・・・・　１９

　ウェブ番号の使い方

１．市ウェブサイトのトップページを開く

２．「ウェブ番号検索」のタブをタップ

３．ウェブ番号（７桁数字）を入力

４．「表示」をタップ

スマホ版



パソコン版

****

**１．離職時に必要な各種手続き**

**（１）会社から受け取るもの（各種手続きの際に必要となります。）**

　□離職票－１、－２　　※退職後すぐに再就職される人は不要です。

　□雇用保険被保険者証

　□健康保険被保険者資格喪失証明書（国民健康保険に加入する場合に必要です。）

　□年金手帳（又は基礎年金番号通知書）

　□源泉徴収票（給与分・退職金分）

**（２）保険・年金・税金の手続き**

　退職後、**再就職するまでに期間がある人**は、次の手続きをお願いします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 手続き内容 | 手続き場所 | 期日 | 必要なもの |
| 雇用保険 | ・求職の申込み  ・失業など給付受給申請 | 住所を管轄する  ハローワーク | 離職票を受領後、  可能な限り早く | ・離職票－１、－２  ・運転免許証など本人確認が可能なもの  ・本人名義の預金通帳  ・写真２枚(縦3㎝×横2.5㎝)  ・印鑑  ・個人番号確認書類 |
| ハローワークインターネットサービス　　https://www.hellowork.mhlw.go.jp/ | | | |
| 健康保険 | いずれかを選択してください | | | |
| ご家族の被扶養者になる  (ご家族が職場の健康保険に加入しており、その被扶養者に認定できる場合) | ご家族の勤務先 | ご家族の勤務先にお問い合わせください。 | |
| 健康保険任意継続  (会社で加入している健康保険を引き続き利用できる制度) | 会社で加入している健康保険にお問い合わせください。 | 退職日の翌日から２０日以内 | 会社で加入している健康保険にお問い合わせください。 |
| 国民健康保険  (住民票のある市町で加入、保険料(税)は市町で異なります。) | 市役所  北部総合支所  各市民センター | 退職日の翌日から１４日以内 | ・健康保険被保険者資格喪失  証明書など  ・個人番号確認書類  ・運転免許証など本人確認が可能なもの |
| 年　金 | 国民年金の加入  (扶養している６０歳未満の配偶者についても手続きが必要です。) | 市役所  北部総合支所  各市民センター | 退職日の翌日から１４日以内 | ・年金手帳（又は基礎年金番号  通知書）  ・離職票など退職日がわかる  もの  ・運転免許証など本人確認が可能なもの |
| 税　金 | 所得税 | 税務署又は住民票のある市役所 | 退職の翌年２月中旬～３月中旬 | ・源泉徴収票  ・その他各種証明書 |

**(参考)**

**【雇用保険受給資格者証の離職理由コード・離職理由】**

|  |  |
| --- | --- |
| 離職理由コード | 離職理由 |
| １１ | 解雇（１２及び５０、５５に該当するものを除く。） |
| １２ | 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇 |
| ２１ | 特定雇止めによる離職（雇用期間３年以上雇止め通知あり） |
| ２２ | 特定雇止めによる離職（雇用期間３年未満など更新明示あり） |
| ２３ | 特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間３年未満など更新明示なし） |
| ２４ | 契約期間満了による退職（２１～２３に該当するものを除く。） |
| ２５ | 定年、移籍出向 |
| ３１ | 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 |
| ３２ | 事業所移転に伴う正当理由のある自己都合退職 |
| ３３ | 正当な理由のある自己都合退職（３１、３２に該当するものを除く。） |
| ４０，４５ | 正当な理由のない自己都合退職 |
| ５０，５５ | 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇 |

**２．各種支援など相談窓口**

**（１）保険**

**ａ．国民健康保険料軽減制度**

国民健康保険に加入した場合、国民健康保険料が軽減されます。

■対象者：

雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11､12､21､22､23､31､32､33」の場合かつ離職時点で６５歳未満の人

■軽減内容：前年の給与所得を30/100として算定

■軽減期間：離職の翌日の属する月から翌年度末まで

■申請に必要なもの：雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知、国民健康保険証、個人番号確認書類

窓口：市役所１階（保険年金課　9国民健康保険　窓口）

電話：0836-34-8287

ウェブ番号：1001840

**ｂ．国民健康保険一部負担金の減免など**

離職などにより著しく収入が減少し、一定の要件を満たす場合、医療機関などの窓口で支払う医療費が軽減又は猶予されます。

■申請に必要なもの：下記までお問い合わせください。

窓口：市役所１階（保険年金課　8国民健康保険　窓口）

電話：0836-34-8285

ウェブ番号：1001865

**ｃ．国民年金保険料免除制度**

保険料免除制度では、申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の前年所得が審査の対象となりますが、失業を理由とする場合は、失業した人の所得を除外して審査することができます。（特例免除）

■特例免除適用期間：失業の前月から失業した年の翌々年の６月まで

※世帯主、配偶者の所得が基準以上ある場合は免除にならない場合があります。

■申請に必要なもの：運転免許証など本人確認が可能なもの、雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証、年金手帳（又は基礎年金番号通知書）

窓口：市役所１階（保険年金課　10国民年金　窓口）

電話：0836-34-8292

ウェブ番号：1001941

**ｄ．後期高齢者医療保険料の減免**

後期高齢者医療制度に加入している被保険者やその世帯主が失業（解雇など）した場合、後期高齢者医療保険料が減免される場合があります。

■対象者：  
　①失業により、収入が著しく減少した後期高齢者医療制度の被保険者  
　②世帯主が失業により収入が著しく減少した場合、その世帯に属する後期高齢者医療

制度の被保険者  
■減免の対象となる保険料：  
　減免申請を受けた月（普通徴収の場合は納期限の８日前まで、特別徴収の場合は年金支給日の８日前まで。それを過ぎたときは翌月。）以降の納期未到来の現年分保険料。  
【注意事項】  
　既に均など割額が７割軽減されている場合など、申請されても減免されない場合があります。

■申請に必要なもの：

後期高齢者医療被保険者証・雇用保険受給資格者証又は離職証明書・収入金額が確認できるもの。

※詳しくは下記までお問い合わせください。

窓口：市役所１階（保険年金課　7後期高齢者医療　窓口）

電話：0836-34-8343

**ｅ．後期高齢者医療一部負担金の減額、免除又は徴収猶予**

世帯主が失業（解雇など）した世帯で、後期高齢者医療制度に加入している被保険者が入院している場合、入院に要する一部負担金が期間を限って減免などの対象となることがあります。

■減免などの対象となる一部負担金：  
　入院に要する一部負担金（退院と同月内の外来に要する一部負担金を含む）。

■申請に必要なもの：

後期高齢者医療被保険者証・雇用保険受給資格者証又は離職証明書・収入金額が確認できるもの。

※詳しくは下記までお問い合わせください。

窓口：市役所１階（保険年金課　7後期高齢者医療　窓口）

電話：0836-34-8343

**ｆ．介護保険料、介護サービス利用料の減免など**

世帯の主たる生計維持者の収入が失業などにより著しく減少した場合、介護保険料（６５歳以上の方の分）が減免や徴収猶予、また介護サービス利用料も減免の対象となる場合があります。

■減免などの内容及び期間：申請内容を審査し決定

■申請に必要なもの：申請者の本人確認書類、介護保険被保険者証、離職票又は雇用保険受給資格者証、主たる生計維持者の前年度及び当該年度の収入状況(退職金など、退職後の収入見込みを含む)が分かるもの

※詳しくは下記までお問い合わせください。

窓口：市役所１階（高齢者総合支援課　5高齢介護　窓口）

電話：0836-34-8297

**（２）住宅**

**ａ．市営住宅への入居**

宇部市に住民登録があり、解雇などにより社宅などを退去せざるをえない方は一定期間、市営住宅に入居できます。

■家　　賃：市が算出した額（住宅により異なる）

■入居期間：原則６か月

■敷 金 等：不要

■保 証 人：不要

■申請に必要なもの：

申込書(一時入居申込書・誓約書)・住民票・雇用保険受給資格者証(解雇通知など)・離職により住居を失うことが確認できる書類(退去通知など)

窓口：市役所４階（住宅政策課　H市営住宅窓口）

電話：0836-34-8427

ウェブ番号：1002167

**ｂ．住居確保給付金の支給**

離職や自己の都合によらない就業機会の減少により生活に困窮し、住宅を喪失している方又は現に賃借している住宅の家賃を支払うことが困難となっている方に対し、住宅費を支給することにより、安定した住居の確保を図り、就労による自立に向けた支援を行います。

支給を受けることとなった方には、生活相談サポートセンターうべ（申請・相談支援の窓口）による再就職に向けた就労支援が行われます。

■支給対象者（すべてに該当する方）：

①申請日において、離職後２年以内の方

②申請月に世帯の生計を主として維持していること。

③申請する月の世帯の収入の額が基準額（※）と家賃（生活保護の住宅扶助の額を上限とします。）を合計した額以下であること。

※基準額とは

　　　申請した日の年度分の市民税均など割が課されていない者の収入額（年額）の

１／１２の額

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 世　帯 | 単身 | ２人 | ３人 | ４人 | ５人 |
| 基準額  （万円） | ８．１ | １２．４ | １５．９ | １９．７ | ２３．５ |

④申請日において、世帯の所有する預貯金などの金融資産の額が、基準額に６を乗じた額以下であること。（上限額は１００万円）

⑤ハローワークに求人の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが６か月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。

■支給額：次の額を上限として、その方が賃借している住宅の１か月の家賃の額

　　単身世帯：３．１万円 ２人世帯：３．７万円 　３～５人世帯：４．０万円

　　６人世帯：４．３万円　 ７人以上世帯：４．８万円

■支給期間：３か月間（上記②～⑤を満たすときは３か月間の延長及び再延長が可能）

■求職活動要件：支給期間中は、ハローワークでの月２回以上の職業相談、サポートセンターの就労支援員などによる月４回以上の面接など、求人先への原則週１回以上の応募などの求職活動を行わなければなりません。

■支給方法：貸主などによる代理受領

■職業訓練受講給付金との併給の調整

　　職業訓練受講給付金を受けることができる方は、その間住居確保給付金は支給されません。また、法令や条例による住居確保給付金に相当する給付の支給を受けている場合は、住居確保給付金が支給されない場合があります。

■申請に必要なもの：下記までお問い合わせください。

窓口：生活相談サポートセンターうべ

電話：0800-200-7440（通話無料）、　0836-43-7440

（8：30～17：15　土曜・日曜・祝日及び年末年始を除きます）

**（３）貸付**

**ａ．離職者緊急対策資金貸付制度**

大学教育資金、住宅資金償還金、生活資金などの借入ができます。

■借入条件(借入限度額や借入期間などの条件あり)：

雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、「11､12､21､22､23､31､32」の場合

① 県内に居住するものであること

② 離職時の事業所に１年以上勤務していたこと

③ 離職後１年以内であること

④ 借入申込時に、現に離職しており、ハローワークで求職活動を行っていること

⑤ 市税を完納していること

⑥ 返済能力があること

■借入利率：1.0％(保証料別途)

■償還方法：元利均など月賦償還

■保証人：連帯保証人１名（申込人と別生計の方）

※(一社)日本労働者信用基金協会の債務保証を受けることが必要です。

■申込先：中国労働金庫宇部支店

窓口：中国労働金庫宇部支店

電話：0836-31-2820

**ｂ．生活福祉資金**

【目的】

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

【貸付対象】

　　低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯

　　ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員が属する

世帯を除く。

**〇総合支援資金**

　失業などにより日常生活全般に困難を抱えている方に対し、継続的な相談支援と生活費及び一時的に必要な資金の貸付を行なうことにより、自立に向けた支援を行います。

■貸付金の種類：生活支援費、住居入居費、一時生活再建費

■貸付要件：次のいずれにも該当する世帯

①原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業などによる支援を受けるとともに、実施主体および関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していただける方。

②低所得世帯であって、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている。

③資金の貸付を受けようとする者の本人確認が可能である。

④現に住居を有していること又は生活困窮者住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれる。

⑤実施主体が貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込める。

⑥雇用保険、年金などを含め、他の公的給付又は公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができない。

⑦借入申込時において６５歳未満の方。

⑧借入申込時において離職などから２年以内の方。

**※各種資金貸付については貸付条件、審査などがあります。**

**貸付については、まず「生活相談サポートセンターうべ」の相談窓口にご相談していただいたうえ、申し込んでいただくことになります。**

　生活相談サポートセンターうべ（生活困窮者の自立相談窓口です）

　　山口県宇部市琴芝町二丁目4番25号　宇部市多世代ふれあいセンター5階

　　相談者専用電話　0800-200-7440（無料）

問合せ先：宇部市社会福祉協議会　生活支援課　生活支援係

電話：0836-33-3150

**〇緊急小口資金**

　　次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に資金の貸付を行うことにより、自立に向けた支援を行います。

①原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業などによる支援を受けるとともに、実施主体および関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していただける方。

②医療費又は介護費の支払いなどの臨時の生活費が必要なとき

③火災など被災によって生活費が必要なとき

④年金、保険、公的給付などの支給開始までに生活費が必要なとき

⑤会社からの解雇、休業などによる収入減のため生活費が必要なとき

⑥滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき

⑦公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき

⑧生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき

⑨給与などの盗難によって生活費が必要なとき

⑩その他これらと同等のやむを得ない事由があって緊急性、必要性が高いと認められるとき

**ｃ．法外援護資金**

【目的】

　　　法的援護を受けることが困難で、しかも緊急に援護を必要とする低所得者世帯に対し、一時的なつなぎ資金として生活の安定を図ることを目的としています。

【貸付対象】

　　　低所得者世帯

　　　ただし、暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第２条第６号に規定する暴力団員が属する世帯を除く。

■貸付要件：次のいずれにも該当する世帯

1. 宇部市に居住し住民登録がある。
2. 他の法的援護などを受けることが困難で、緊急に援護を必要とする状況にある。

③ 資金の貸付により、一時救済ができること。

**※各種資金貸付については貸付条件、審査などがあります。**

**貸付については、まず「生活相談サポートセンターうべ」の相談窓口にご相談していただいたうえ、申し込んでいただくことになります。**

　生活相談サポートセンターうべ（生活困窮者の自立相談窓口です）

　　山口県宇部市琴芝町二丁目4番25号　宇部市多世代ふれあいセンター5階

　　相談者専用電話　0800-200-7440（無料）

問合せ先：宇部市社会福祉協議会　生活支援課　生活支援係

電話：0836-33-3150

**ｄ．母子父子寡婦福祉資金貸付金**

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方の経済的自立を助け、扶養している児童の福祉を増進するための無利子又は低利子の貸付金です。

■貸付対象：母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦の方など

＜母子家庭の母・父子家庭の父＞

配偶者のいない方で、２０歳未満の子どもを扶養している方

＜寡婦＞

　配偶者のいない女性で、以前「母子家庭の母」であった方

■貸付金の種類

　生活資金、就職資金、技能習得資金など

**※詳しくは、下記までお問い合わせください。（相談は、予約が必要です。）**

窓口：市役所１階（こども政策課　11子ども・子育て　窓口）

電話：0836-34-8331

ウェブ番号：1003636

**（４）子育て**

**ａ．保育所**

■申請に必要なもの：求職活動状況報告書

求職活動による保育所への入所期間は２か月です。期間中、求職活動に専念してもなお、就労に至らない場合や、世帯収入の減少によって著しく生活が困窮するような場合はご相談ください。

詳しくは、宇部市ウェブサイト又は保育幼稚園課までお問い合わせください。

窓口：市役所１階（保育幼稚園課　11子ども・子育て　窓口）

電話：0836-34-8327

ウェブ番号：1003693

**ｂ．一時預かり事業**

　宇部市に住所を有し、保育所などを利用していない方が、保護者の就労、職業訓練などの理由により、保育が必要となる場合に、一時的に保育所でお預かりして保育を行います。

　利用を希望する場合は、各施設での事前登録・予約が必要です。

　詳しくは、宇部市ウェブサイト又は各実施施設までお問い合わせください。

※　保育内容・費用などは、各施設によって異なります。

※　入所状況などによっては、お預かりできない場合もありますので事前にご相談ください。

■実施施設：

神原保育園（21-6484）、第二乳児保育園（33-2770）、双葉保育園（58-3501）、

ぱんだ保育園（53-5000）、大学院幼児園（38-3800）、琴崎保育園（21-7775）、

東割保育園（41-9575）、二葉保育園（41-8038）、めぐみ保育園（22-1151）、

波木保育園（58-2149）

窓口：利用を希望する施設

電話：上記参照

ウェブ番号：1012877

**ｃ．子育て短期支援事業（ショートステイなど）**

求職活動などのため一定期間又は、夜間や休日の養育が困難な場合、一時的に１８歳未満の児童をお預かりします。利用料の減免制度もあります。

※施設の状況によっては、お預かりできない場合もありますので、事前にご相談ください。

■申請に必要なもの：下記までお問い合わせください。

窓口：多世代ふれあいセンター（こども支援課）

電話：0836-34-8447

ウェブ番号：1003668

**ｄ．地域学童保育事業（学童保育クラブ）**

求職活動による利用期間は２か月を限度としています。生活保護世帯及び就学援助費を交付されている世帯の方は、申請することにより利用料の一部を減免する制度がありますのでご相談ください。

　詳しくは、宇部市保育幼稚園課又は各実施団体までお問い合わせください。

* 地域学童保育事業（学童保育クラブ）

東岐波学童保育クラブ（58-0433）、西岐波学童保育クラブ（52-2654）、

琴芝学童保育クラブ（34-1566）、藤山学童保育クラブ（21-1608）、

二俣瀬学童保育クラブ（080-1906-3692）、厚東学童保育クラブ（62-1960）、

川上学童保育クラブ（31-8309）、恩田学童保育クラブ(080-8986-4473)、

船木・万倉・吉部学童保育クラブ（67-0056）、岬学童保育クラブ（35-5303）、

常盤学童保育クラブ（22-1458）、新川学童保育クラブ（35-0388）、

小羽山学童保育クラブ（31-3890）、見初学童保育クラブ（35-7117）、

黒石・神原・原・上宇部学童保育クラブ（33-3132）、鵜の島学童保育クラブ（31-1865）、

西宇部学童保育クラブ（41-0050）、厚南学童保育クラブ（41-8037）、

大学院幼児園学童保育クラブ（38-3800）、波木保育園学童保育クラブ（58-2149）、

めぐみ保育園学童保育クラブ（22-1151）、小野保育園学童保育クラブ（64-2114）、

東割保育園学童保育クラブ（41-9575）、明光幼稚園学童保育クラブ（51-9223）、

宇部興産中央病院学童保育クラブ(51-9946)

入所窓口：各学童保育クラブ

電話：上記参照

減免窓口：市役所１階（保育幼稚園課　11子ども・子育て　窓口）・

各学童保育クラブ

　　　電話：0836-34-8329・上記参照

ウェブ番号：1003664

**℮．就学援助制度**

就学援助制度とは、小・中学校に就学し、経済的な理由で給食費の支払いや学用品などの購入が困難な児童・生徒の保護者に対して、その費用の一部を援助する制度です。

■援助の認定要件（①～③のいずれかに該当する場合で、申請をされた方）

①当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた方

②同居者全員の所得が、教育委員会の定める基準額の１．３倍未満の方

③経済的理由によって、生活状態が悪く、就学困難と認められる方

■申請方法

原則オンラインで受け付けます。ただし、転入された方やオンライン申請が困難な方は、

教育委員会教育総務課又は宇部市立の小・中学校にて受け付けます。詳しくは、ウェブサイトをご確認ください。

■窓口申請に必要なもの

　①印鑑（申請者による自署の場合は省略可）

②振込を希望する金融機関の名義・口座番号が確認できるもの（通帳など）

③借家の場合、家賃額が確認できるもの

④同居者全員の所得証明書（申請の時期や住民票の有無によって異なりますので、ウェブサイトをご確認いただくか教育委員会教育総務課にお問い合わせください）

担当：教育委員会事務局教育総務課（市役所４階）

電話：0836-34-8604

ウェブ番号：1003569

**（５）再就職**

**a. 就労相談窓口「多様な働き方確保支援センター」ＪＯＢＳＴＡ（ジョブスタ）**

　就労を希望する女性、若者、高齢者などすべての求職者に対し、ワンストップで就労相談や職業紹介を行う相談窓口を設置しています。

窓口：多様な働き方確保支援センターＪＯＢＳＴＡ（ジョブスタ）

電話：0836-39-5013

**b．ハローワーク（公共職業安定所）**

　窓口での職業相談・職業紹介、雇用保険の失業給付、また、就職するために必要な技能や知識を身に付けるための職業訓練コースの情報提供・あっせんを行っています。

窓口：ハローワーク宇部（宇部公共職業安定所）

電話：0836-31-0164（職業相談41#、失業給付11#、職業訓練42#）

**c．公共職業訓練及び求職者支援訓練**

　離職者に対する各種訓練を実施しています。

○山口県立西部高など産業技術学校（下関市）で実施する常設訓練・・・訓練期間　１～２年

（木造建築、内装リフォーム、電気工事・設備、エクステリア・造園、空調・設備施工、溶接技術、自動車整備）

○県内の民間教育訓練機関などで実施しているもの・・・訓練期間３～６か月

（経理事務・医療事務・パソコン実務・介護実務など）

○山口職業能力開発促進センター（ポリテクセンター山口）で実施する訓練・・・訓練期間６～７か月

（金属加工、設備保全サービス、ＣＡＤ/ＮＣ、電気設備技術、住環境コーディネート）

○求職者支援訓練・・・訓練期間（基礎コース）２～４か月、（実践コース）３～６か月

（パソコン事務、ＯＡ実務実践、介護職員初任者研修など）

**※個別の訓練内容、期間、受講の申込み、他の地域での訓練などについては、~~各~~ハローワークの窓口でお尋ねください。募集中（予定も含む）の職業訓練は、山口労働局のウェブサイトに掲載しています。**

**d．「山口しごとセンター」**

　年齢問わず求職中の方などに対し、就職活動の相談から情報提供、能力開発にいたるまで一連の支援を提供しています。

窓口：山口しごとセンター

電話：083-976-1145

ウェブサイト：https://www.joby.jp/

**e．「うべ若者サポートステーション」**

　おおむね１５歳から４９歳の方、及びその家族・関係者の方を対象に、就職に対する相談・支援を行っています。

■支援の内容：キャリアコンサルティング、心理カウンセリング、職場見学、就労・農業体験、コミュニケーション・トレーニング、ビジネスマナー・セミナー、家族相談会、適性検査、専門機関・団体への橋渡し

窓口：うべ若者サポートステーション

電話：0836-36-6666

ウェブサイト：https://ube-saposute.com/

**f.福祉や看護の職場への就職**

**○「山口県福祉人材センター」**

福祉分野への就労を希望される方の登録を行い、希望に応じた職業につくことができるよう職業紹介を行い、求人情報、就職フェア、相談会などの情報提供を行っています。

窓口：山口県福祉人材センター

電話：083-902-2355

ウェブサイト：http://www.yamaguchi-fjc.jp/

**○「山口県ナースセンター」**

保健師・助産師・看護師・准看護師として、就労を希望される方の登録を行い、保健・医療・福祉など希望に応じた分野に就くことができるよう職業紹介を行っています。

窓口：山口県ナースセンター

電話：0835-24-5791

ウェブサイト：http://y-kango.or.jp/nc/

**○宇部市介護職など就職支援助成金**

介護職以外の職を離職した方が、市内介護事業所の介護職へ転職した場合に助成を行っ

ています。

窓口：市役所１階（高齢者総合支援課）

電話：0836-34-8396

ウェブ番号：1018618

**g．農林水産業への就職**

**○新規就農希望者の相談・支援**

新たに就農を希望される方の受付相談や研修先のあっせん、就農計画作成支援など、就農前から就農後にいたるまで包括的な支援を行っています。

窓口：市役所４階（農業振興課）

電話：0836-34-8563

ウェブ番号：1006030

**○農林水産業への就職**

　担い手の減少、高齢化が進む中、多様な能力を持つ人材を農林水産業に活かすため、農業・林業・漁業に関する就業情報を一元的に提供する相談窓口を設置しています。

窓口：公益財団法人やまぐち農林振興公社（農業関係） 電話：083-924-8100

窓口：山口県漁業就業者確保育成センター（漁業関係） 電話：083-261-6612

（山口県漁業協同組合本店指導課）

窓口：山口県森林整備支援センター（林業関係） 電話：083-932-5286

((一財)やまぐち森林担い手財団)

窓口：山口県農林水産部農林水産政策課（総合相談）　 電話：083-933-3310

窓口：山口県農林水産部農業振興課（農業関係）　 電話：083-933-3375

窓口：山口県農林水産部森林企画課（林業関係）　 電話：083-933-3460

窓口：山口県農林水産部水産振興課（漁業関係）　 電話：083-933-3546

窓口：山口県美祢農林水産事務所　 電話：0837-52-1070

窓口：山口県防府水産事務所　 電話：0835-22-1506

**h．起業・創業**

**○創業相談窓口「うべ産業共創イノベーションセンター志」ＵＢＥ　ＳＴＡＲＴＵＰ**

　市内で起業を考えられている方に融資制度や各種支援制度の紹介、事業内容及び計画について総合的に相談できる体制を整えています。

窓口：「うべ産業共創イノベーションセンター志」うべスタートアップ

電話：0836-39-5010

ウェブサイト：https://www.ube-startup.com

**○起業塾**

起業を目指す方を対象に、毎年度宇部商工会議所が実施している講座です。起業に必要な知識、ビジネスプラン作成の方法などを基礎から学ぶことができます。

■対象：創業予定の方

■場所：宇部商工会議所

**※　募集時期・受講期間・内容などは年度により異なります。**

窓口：宇部商工会議所　中小企業相談所

電話：0836-31-0251

**（６）その他**

**ａ．こころの健康**

山口県精神保健福祉センターや山口県健康福祉センターなどでは、眠れない、アルコールの量が増えた、気分が沈む、食欲不振が続くなど、心の不調に関する相談に応じます。

窓口：山口県精神保健福祉センター（心の健康相談電話）

電話：0835-27-3388

窓口：山口県宇部健康福祉センター　　　電話：0836-31-3200

窓口：宇部市保健センター（健康増進課）電話：0836-31-1777

**ｂ．多重債務**

借金返済のためにまた借金を繰り返し、多数の金融業者に多額の借金を抱えるなど、多重債務でお困りの方のご相談に応じます。

※宇部市では、無料法律相談の実施や専門機関の相談窓口を紹介します。

窓口：山口県消費生活センター　電話：083-924-0999

（8：30～17：00　土曜・日曜・祝日及び年末年始を除きます）

窓口：宇部市消費生活センター　電話：0836-34-8157

（市役所２階　市民活動課内　ウェブ番号：1001388）

（8：30～17：15　土曜・日曜・祝日及び年末年始を除きます）

**ｃ．生活相談サポートセンターうべ**

「収入が不安定で、生活費のやりくりに不安がある」「仕事をしたいのになかなか決まらない」「引きこもりを続けるうちに社会にでるのが怖くなってしまった」など、現在生活保護を受けておらず、暮らしに困っている方を対象に、専門の支援員が相談をお受けし、生活を良くする取り組みを一緒に考えていきます。

窓口：生活相談サポートセンターうべ

電話：0800-200-7440（通話無料）、0836-43-7440

（8：30～17：15　土曜・日曜・祝日及び年末年始を除きます）

**ｄ．派遣労働者の解雇や雇止め、採用内定の取消など**

窓口：山口県労働政策課　労働ほっとライン　電話：083-933-3232

相談メールアドレス：roudou@pref.yamaguchi.lg.jp

窓口：山口県労働委員会　電話：083-933-4444

窓口：山口労働局総合労働相談コーナー　電話：083-995-0398